

夢洲 IR アセス方法書に関する住民意見と事業者の見解

昨日レポートした夢洲 IR アセス「準備書」要約書には、本文第 8 章はまったく記載されていない。ここに注目すべきことが書かれているので、昨年 5 月に提出した方法書に対する意見書に対する事業者の見解から紹介する。

・SDGs 達成

環境影響評価技術指針、第 2 期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及び SDGs の 17 の目標を踏まえ、本事業において SDGs 達成への貢献が期待される取組みとして、周辺との調和、循環、生活環境、自然環境、地球環境、次世代への貢献といった環境配慮項目について、準備書の第 1 章に具体的な行動計画を記載しました。

(後略)

・予測・評価、手続きについて

大阪市環境影響評価専門委員会による検討結果、住民意見及び市長意見を踏まえて、準備書において環境影響評価を行いました。また、大阪・関西万博の準備書・評価書や市長意見も参考にしながら、本事業の準備書において十分検討を行いました。

・地域概況

地域の概況については、大阪市環境影響評価技術指針（参考資料）に基づき、準備書の第 2 章に整理しました。また、夢洲 3 区の埋立履歴や土壌汚染の状況等の資料を収集・整理した上で、ご指摘の環境配慮については、準備書の第 5 章（5.4 土壌や 5.9 廃棄物・残土）に記載しました。

・複合影響

夢洲での他事業の計画や、港湾計画を把握した上で、大気質・騒音・振動の予測・評価を行い、準備書の第 5 章に記載しました。

・土壌汚染の予測・評価

環境影響評価技術指針に基づき方法書を作成しています。土地課題対策は、土地所有者である大阪市が夢洲の土地改良事業として、地中障害物の撤去、土壌汚染対策及び液状化対策を行うものです。夢洲において実施されている大阪市による公共事業（地中障害物の撤去及び液状化対策等）については、本事業と目的が異なるため、本事業に係る環境影響評価の対象とはならないことから、本事業に係る環境影響評価方法書において記載しておりません。

・地盤沈下・地下水位

液状化、埋立事業による地盤沈下は、本事業による影響ではないため、予測・評価の対象としておりません。本事業では、地下水位を低下させない工法を採用するなどの配慮をしていきます。

(2023 年 10 月 29 日)